

最近多発！
ご注意ください

未公開株や社債、 水源地の権利をうたった、 電話勧誘にご注意を！

見知らぬ業者から、申し込んでもいないのに「未公開株」や「社債」、あるいは「水源地の権利」に関するパンフレットなどが送り届けられたり、それらを送る旨の電話勧誘を受けたことはありませんか。

《水源地の権利に関する事例》

ある日、見知らぬA社から「水源地の権利」に関するパンフレットが届き、後日、別のB社から「その権利は個人しか買えないので、あなたが買えばその権利を高く買い取ります。」と電話がありました。

儲かるならと思い、A社から一口購入すると、その後B社から「もっと高く買います」「もっとたくさん買います」と、しつこい電話勧誘があり、さらに二口購入しました。しかし、なかなか買い取ってもらえず、その後業者と連絡が取れなくなりました。

ひとつ 助言 「うまい儲け話は 要注意！」

購入を勧める業者と別の業者が「高値で買い取る」と勧誘し、消費者の投資意欲をあおる「劇場型」の投資トラブルです。

未公開株や社債といった投資話に加え、最近「水源地の権利」と称して、「日本の水源を外国の投資家から守るため」と、環境保全の気持ちを揺さぶるセールストークなどが使われます。実際に買い取りが行われることはなく、業者に返金を求めても戻ってこないことがほとんどです。こうした勧誘はきっぱりと断りましょう。

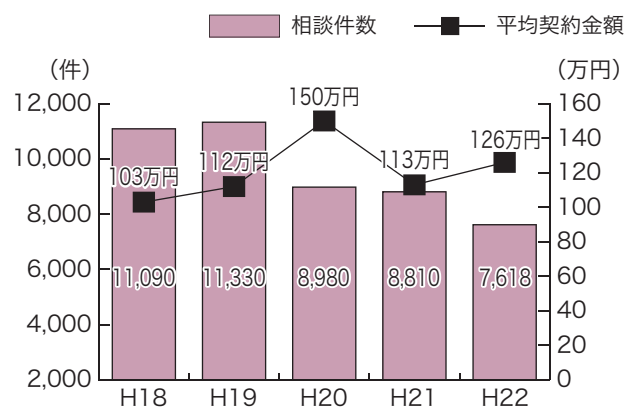


暮らしの安全・安心に みがこう！ 消費者力

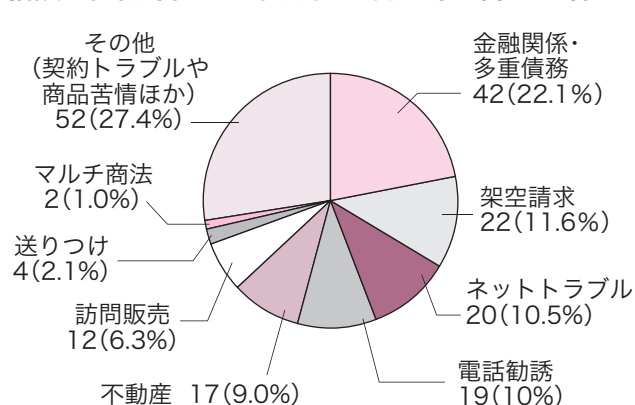
安全で安心して暮らせる社会は、私たちの願いです。しかし、私たちの身の回りでは、いろんな物や情報があふれ、悪質商法のトラブルなども数多く発生しています。

自らの消費生活に正しい知識を持って安全・安心に暮らすため、消費者力をみがきましょう。

消費生活相談件数と平均契約金額の推移(岐阜県調べ)



相談の内訳(平成22年度・高山市調べ) 計190件



出前講座「知って得する消費生活講座」

悪質商法などの手口や対処方法を知り、消費生活に関する知識を身につけるための出前講座を実施しています。

町内会や長寿会、学校、会社など10人以上の団体・グループでしたらお伺いできますので、ぜひお申込みください。

問合せ先 **市民活動推進課**
☎35-3412

消費生活にかかわるご相談は

- **高山市消費生活相談窓口(市民活動推進課内)**
☎0577-35-3412 FAX0577-35-4884
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- **岐阜県県民生活相談センター**
☎058-277-1003
土曜日でも電話による相談を受け付けています。
- **飛驒振興局振興課**
☎0577-33-1111(内235)